

ID: 660

担当部署: 生活文化スポーツ部 産業振興課

処分の概要	認定の取消し		
法令名 根拠条項	市民農園整備促進法 第10条		
法令番号	平成2年法律第44号		
【基準】 法第9条及び第10条の規定による。 (勧告) 第9条 市町村長は、認定開設者が認定に係る整備運営計画(第7条第5項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従って市民農園の整備又は運営を行っていないと認めるときは、当該認定開設者に対し、相当の期限を定めて、必要な改善措置をとるべきことを勧告することができる。 (認定の取消し) 第10条 前条の規定による勧告を受けた認定開設者が当該勧告に従わないときは、市町村は、第7条第1項又は第5項の規定による認定を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日